

各都道府県消防主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁防火安全室長

### 小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について

標記については、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として実施された小規模雑居ビルの全国一斉立入検査以来、消防機関等において特段の御尽力をいただいているところですが、昨年末現在の小規模雑居ビルの消防法令違反の状況は、別紙のとおりとなっています。

消防法令違反のある小規模雑居ビルの割合は、平成13年10月31日現在の約92%から約31%に減少しているところですが、未だ違反が解消されないものもあり、また、「量販店等における当面对応すべき防火安全対策の強化について」(平成17年1月19日付け消防予第5号・消防安第7号通知)で通知したとおり、量販店等においても違反が見受けられること等から、引き続き、防火対象物における違反是正の徹底を図る必要があります。

つきましては、下記事項に留意のうえ、小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について引き続き御尽力されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 教育の充実と違反是正技術の向上

違反是正支援センターが全国消防長会の協力を得て実施する違反是正研修会、違反是正事例研究会等や同センターが作成した視聴覚教材等を活用した違反是正担当職員に対する教育の充実や、違反是正技術の向上を図るなど、違反是正担当職員の資質の向上に努めること。

#### 2 違反是正推進連絡会等の活用

今年度設置された都道府県消防長会違反是正推進連絡会及び支部違反是正推進連絡会を、情報交換、共同検討等の場として積極的に活用し、消防機関相互の密接な協力体制の構築に努めること。

具体的な活動事例として、一部の違反是正推進連絡会で事例演習を実施し、効果をあげているところであるが、その具体的内容等については、当室に問い合わせること。

#### 3 防火管理の充実

防火対象物の防火安全性は、管理権原者自らの責任で防火管理を実施して確保することが基本であ

るが、小規模雑居ビルについては、防火管理者の未選任、消防計画の未作成、自衛消防訓練の未実施等の防火管理に係る消防法令違反が多いことから、(財)日本防火協会が実施する防火管理者講習を活用するなど受講機会の増加を図るほか、消防法施行規則第2条の2第1項第2号に該当するものにあつては、必要に応じ防火管理者業務の外部委託を活用するなど、防火管理者の選任と適切な消防計画の作成を促進し、防火管理の充実を図るよう指導すること。

#### 4 消火・避難訓練の実施

火災の発生時に消火や避難誘導等の対応が適切に行えるかどうかは効果的な訓練の実施によるところが大きい。小規模雑居ビルにおける項目別の違反率は、自衛消防訓練の未実施が最も高く、また、小規模雑居ビルに限らず量販店等についても、前出の通知のとおり、自衛消防訓練の未実施による違反が最も多いことから、「小規模ビル避難等訓練マニュアル」(平成16年3月5日付け消防安第31号通知)等を活用するなどして、防火対象物に対応した訓練の実施を指導すること。

#### 5 防火対象物定期点検報告の実施推進と効果的な活用

防火対象物定期点検報告については、「防火対象物の定期点検報告制度等の推進について」(平成16年12月28日付け消防安第243号通知)で通知したとおり、実施状況は未だ十分でないことから、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底を図り、必要に応じ警察機関と連携するなどして、その実施を推進するとともに、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、本制度を効果的に活用し、効率的な違反是正の推進に努めること。

#### 6 自動火災報知設備等の設置の指導

既存の小規模雑居ビル等については、消防法施行令の一部改正(平成14年政令第274号)等により、消防法施行令別表第一の見直しに伴う消防用設備等又は防災物品に係る基準の適用並びに自動火災報知設備及び避難器具に係る技術上の基準の改正に係る経過措置期限が平成17年10月1日であるため、関係者に対し、引き続きその旨の周知徹底を図り、当該期間までに設置するよう指導すること。

#### 7 時機を失することのない措置命令の発動

行政指導により違反を是正しないものに対しては、違反状況に応じ、警告をはじめとする違反処理を実施すること。また、違反が全く是正されない場合や繰り返し違反が行われる場合など悪質なものと及び火災危険性が特に高いものについては、時機を失することなく措置命令を発動すること。

また、違反処理を進めるに当たっては、昨年度末から運用を開始した「違反処理データベース」を効果的に活用するなどして適切な違反是正措置を実施すること。